

災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬等の協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内環境保全協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内で、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対して実施する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 災害時において、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）避難所等への仮設トイレ等の運搬、設置及び撤去に関すること
- （2）し尿、汚水及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に関すること
- （3）浄化槽の点検及び管理に関すること
- （4）前3号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- （1）災害の状況又はそのおそれに関する状況
- （2）協力事項の実施を要請する理由
- （3）協力事項の実施を要請する施設名
- （4）協力事項の内容
- （5）前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）実施した協力事項の内容
- （2）協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- （3）前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鶴岡市市民部廃棄物対策課、乙においては、庄内環境保全協同組合事務局とする。

（経費の負担）

第7条 乙の協力事項の実施に要する経費の負担については、災害時の直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 協力事項の実施に当たり損害が生じたときは、その損害に帰責事由がある者が責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、甲が実施する防災啓発事業、防災訓練等平常時における防災活動への協力に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この協定は令和6年9月26日から適用する。
（災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定の廃止）
- 2 災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定（平成22年1月19日締結）は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年9月26日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

皆川 治



乙 庄内環境保全協同組合

代表理事

難波 貴

